

平成 21 年 2 月 9 日

各 位

会社名 サムティ株式会社  
所在地 大阪市淀川区西中島四丁目 3 番 24 号  
代表者名 代表取締役社長 森山 茂  
(コード番号：3 2 4 4 大証ヘラクレス)  
問合せ先 取締役経営企画室長 小川 靖展  
電話番号 0 6 - 6 8 3 8 - 3 6 1 6 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 2 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1 変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、条数の繰り上げ並びに字句の整備を行うものであります。

#### 2 変更の日程

定款変更を付議する株主総会開催日	2009年 2 月 26日(予定)
定款変更の効力発生日	2009年 2 月 26日(予定)

### 3 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第10条</u>～<u>第39条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第9条</u>～<u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以上

本報道発表文は、「定款一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。